

平成27年度事業計画書

引き続き一般財団法人防長青年館との連携を図り、運営の円滑化を図る。また、当財団のホームページ及びやまぐち県民活動支援センター等他機関の広報ツールを活用するとともに、役員及び評議員が当財団及び主たる事業である助成事業の周知に努め、事業の円滑な実施を図る。また、財政基盤強化策等について、引き続き検討する。

1. 理事会、評議員開催

- (1) 平成27年4月下旬 通常理事会開催
①業報告書等承認 ②理事長、副理事長、常務理事の職務執行報告等
- (2) 平成27年5月中旬 定時評議員会開催
①財務諸表承認 ②理事、監事の選任
- (3) 平成27年5月下旬 臨時理事会開催
①理事長、副理事長、常務理事選任 ②助成金審査委員会委員選任
- (4) 平成28年3月中旬 通常理事会開催
①事業計画書等承認 ②助成金募集関係 ③ 諸契約書
④理事長、副理事長、常務理事の職務執行報告等
- (5) 以上のほか、必要に応じ臨時理事会、臨時評議員会を開催する。

2. 助成事業

- (1) 各種の広報ツール、説明会等を活用し新規申請団体の掘り起しを図る。
- (2) 平成27年4月1日 平成27年度助成金募集（5月31日締め切り）
- (3) 平成27年6月中旬 助成金審査委員会開催
- (4) (2) の応募状況及び助成金交付決定後に当該事業が中止になった場合においては、追加募集を行う（3（1）関連）。

3 財務関係等

- (1) 平成26年度は、①助成金交付決定後、1団体が当該対象事業を中止したことにより支払助成金に4万円の不執行が生じたこと。②基本財産受取配当金が、予算を大きく上回ることが予想されること。の理由により、収支相償が「不適合」となることも考えられる。万一、「不適合」になった場合の方策及び今後の適正な運営を期すため、平成27年度において、次のとおり措置する。
 - ア 助成金の追加募集が可能となるよう、関係規程の改正及び予算措置を行う
 - イ 次の、基本財産取り崩し問題とは切り離し、平成26年度において、公益目的事業に係る剰余金（黒字の金額）が生じた場合のその金額を含め、平成27年度「支払助成金」を増額計上する。
- (2) 平成28年度以降、基本財産を取り崩さない限り予算が組めないと判断される場合は、当財団の公益目的事業の社会的期待にこたえるため、引き続き公益財団法人として存続し、当該事業の維持、拡大が可能となるよう、基本財産の取り崩しについて、県と協議を進める。
- (3) 財政基盤強化のため、引き続き寄附金募集を行う。